

会 議 録

会議の名称	西東京市保育サービス検討委員会（第8回）
開催日時	平成17年1月21日（金） 午後2時00分から午後3時45分まで
開催場所	田無庁舎 102会議室
出席者	<p>（出席者） 出川委員、近藤委員、今治委員、伊達委員、中野委員、上田委員、吉場委員、栗原委員、五十嵐委員、加藤委員、笹井委員、</p> <p>（事務局・職員） 尾崎児童青少年部長、 青柳子育て支援課長、 大久保保育課長補佐、 井口保育係長</p>
議題	<p>1 「西東京市公立保育園の民間委託について」まとめ案の検討について</p> <p>2 その他</p>
会議資料の名称	<p>1 保育サービス検討委員会まとめ案</p> <p>2 保育サービス検討委員会「まとめ案」に対する意見（資料：西東京市立保育園）</p>
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会議内容	
発言者名：発言内容	
<p>出川座長： 西東京市保育サービス検討委員会第8回会議を始めます。 前回までの委員会で話し合ってきた「まとめ案」について、西東京市立保育園の先生に内容の確認をしてもらいました。その確認した検討結果について、笹井委員より報告願います。</p> <p>笹井委員：（保育サービス検討委員会で作成した「まとめ案」に対する保育園職員から示された意見を、資料に基づき説明）</p> <p>出川座長： 保育園から示された意見については、笹井委員より説明があったとおり、「ま</p>	

とめ案」の内容自体を変更するのではなく、記載されている文言を整理するといった内容となっています。各保育園から出された意見について話し合いたいと思う。

中野委員： 今、説明があった各保育園から示された意見とは関係ないが、引継ぎ保育は、1月・2月については可能な限りクラスに入り、3月は主担任として通常保育を行うこととしているが、5歳児の引継ぎ保育については旧保育士が3月の卒園まで担任をしたほうが良いと思う。

笹井委員： 5歳児については3月で卒園するため引き継ぎを行う必要がないので、特段、文書に明記する必要はない。

中野委員： 引継ぎ保育を実施するのは、1歳児から4歳児までの4クラスである。という解釈でよいか。

事務局： そのとおりです。

出川座長： 5歳児の扱いについては、そのようなことで宜しいか。ほかに質問はないか。保育園から示された意見については、それぞれ「提言」に反映させるということで宜しいか。

各委員： 了解。

近藤委員： 委託事業者の選定方法についての(4)応募事業所の条件について、「みどり保育園及び田無保育園については、都内及び近隣において保育所の運営実績のある社会福祉法人とする」と事業者を社会福祉法人に限定していますが、田無保育園での民営化対策委員会の話し合いでは、社会福祉法人だけに限定せず、営利団体の株式会社を除く法人の参入も認めるべきである。また、(6)の委託契約については、給食も再委託を制限するように明記したい。といった意見が出されている。さらに、保育士については事業者が雇う臨時職員ならば良いが、人材派遣会社から保育士を派遣されるのは困る、といった声もあった。

吉場委員： 人材派遣会社から派遣される保育士は除くということですが、その理由は何か。

近藤委員： 責任の所在が不明確になる恐れがあるので、事業者が直接雇用した職員で構成する。ということである。

吉場委員： 私立の保育園は、人材派遣会社から保育士が派遣され保育に従事していることがあるようである。

近藤委員： 公立保育園ではないが、私立保育園では人材派遣会社から保育士が派遣されているケースが結構あるように聞いている。

出川座長： 「保育に直接かかわるもの」の部分を、共通して理解ができるように、ある程度整理したほうが宜しいか。

笹井委員： 職員の突発的な病気休暇や緊急一時保育に対応するために、緊急、一時的に臨時職員の人材を確保することは、17園のネットワークがある公立保育園の規模があっても大変困難である。緊急時に必要な日数、必要な時間だけ勤務してくれる人を探すのは難しい。そのため、市が人材派遣会社と委託契約をして、職員の病気欠員や緊急一時保育に充てるなどの対応をして欲しい、とさえ現場は思うことが多い。そういった現在の実情を考えると、事業者が緊急対応時の職員まで常に抱えていることは、現実には無理であると思う。あまり細かく制限してしまうと、それに拘束されてしまい、かえって保育所の運営が難しくなる場合も出てくるのが懸念される。「保育に直接かかわるもの」の部分については、園での職員の間の話し合いの中でもわかりにくいという意見もあったが、あまり細かく委託内容を制限して運営を拘束するべきではない。との意見も多くあった。

近藤委員： 事業者が、この内容を見たときに、給食は委託できないことを明記すべきであると思う。

出川座長： 具体的に記したほうが解りやすいということはあるが、あまり細かく制限すると、必要なときに必要な保育ができなくなることも考慮しなければならない。

近藤委員： 今現在、公立保育園で委託をしているトイレ清掃や布団乾燥など、公立園で委託しているレベルを守ってもらえばよい。
現在、公立保育園での人材の確保は、具体的にはどのようにしているのか。

笹井委員： 先程話したように人材派遣会社からは来ていない。園長が他の園に照会したり、過去に勤務実績のある人に連絡したり、人脈を頼りに四方八方手を尽くして探している状況である。

伊達委員： 緊急時の場合、公立保育園には嘱託員や産休代替の臨時職員などの関係で人脈もあるだろうが、私立保育園は頼める人が少ないであろう。

笹井委員： 臨時職員を確保するのは、公立保育園でも苦労している。

伊達委員： 緊急一時保育などは一定期間であるので、そういった短期的な雇用に関しては人材派遣会社からの派遣を適用しても良いと思う。

笹井委員： 派遣職員を恒常的に担任に起用するというのは良くないが、緊急的な雇用については仕方ないと思う。

近藤委員： 西東京市では、小学校給食を委託している場合があると聞いていますが、保育園給食についてはどうか。

事務局： 現在のところそのような話はありません。

近藤委員： 長い目で見れば独自性を出すスタイルで委託事業者と保護者が話し合い、決めていけば良いことである。

出川座長： 給食等、保育に直接関わるものについての再委託は制限し、市立保育園に準じた形であれば良いということですね。
他に、意見はあるか。

近藤委員： 委託事業者を社会福祉法人に限定している部分です。

出川座長： 以前の話し合いでは、西東京市では保育園運営の民間委託は初めての試みであるので少し慎重になって、みどり保育園と田無保育園は社会福祉法人に限定する、という事でした。文面には、「みどり保育園及び田無保育園」とありますが田無保育園では、社会福祉法人に限定する必要はないという意見があったということですね。

近藤委員： 株式会社が運営する保育園で、様々なトラブルがあることを聞いているので、株式会社は入れて欲しくないが、社会福祉法人に限定しなくても良い。近隣の社会福祉法人が名乗りを挙げてくれるところはいくつあるのか、という思いがあるので、少し門戸を広げたいと考えている。

伊達委員： 株式会社以外というと社会福祉法人とNPO、学校法人などが。

笹井委員： 前回の委員会ではNPOについて調べてからという話になっていた。

事務局： NPO団体としての登録が必要である。新聞報道など見ると、NPOであれば必ずしも安心と言い切れるとは限らない部分もあるようだ。

出川座長： 非営利団体の組織である。
みどり保育園については、事業者を社会福祉法人に限定することで宜しいか。

伊達委員： 社会福祉法人に限定する部分についての意見は何もありませんでした。

出川座長： それでは、みどり保育園については社会福祉法人とします。また、田無保育園については、ただし書きとあるので、「その後の委託園については社会福祉法人以外の法人も応募事業者の条件に入れることを視野に入れ検討する」という部分に含めることで宜しいか。

保育園の運営は、社会的な評価が上がれば利益を出さなくともよいと慈善事業的な考えが事業者にはあると思うので、将来、いろいろな法人から選択できるように、あまり応募事業者の範囲を狭めない方がよいという判断もできる。

各委員： 了解。

伊達委員： 委託の時期については、みどり保育園は平成18年度、田無保育園は平成19年度でよろしいか。

事務局： そのとおりです。

伊達委員： みどり保育園からの意見ですが、3ページの移行時の引継ぎ保育の実施につ

いて、4月から1ヶ月の期間は旧先生が委託園を訪問して相談を受けることになっていますが、子どもたちのことを考えると委託以降は新しい先生に相談すべきであると考えます。何か以前の先生に相談すべき事があった場合は、もっと他の方法で相談する仕方があるのではないかと思います。

出川座長：新しい先生には相談しにくいので旧先生達に相談したい。ということでしたが、そのあたりをもう一度検討することにします。

伊達委員：新しい先生に相談しにくいので旧保育士に相談したい、ということではあったが、新しい保育士と保護者の立場を考えると、難しい面もあるかもしれない。

出川座長：困っていることがあれば新しい先生に直接話すのが一番いいと思うが、いかがか。

笹井委員：保育園で、この提言案について検討したときも、子どもにとっては「旧保育士が交代」で委託園を訪問するのは削除したほうが良いとの意見がでました。子どもにとっても、旧保育士が出入りするのには余計に気持ちが断ち切れないでしょうし、子どもの保育を考えると良くないとの意見であった。ただし保護者からの要求なので、その部分については保育士としての意見は出せないのではないか、との考えもあり削除しなかった。という経緯があります。

中野委員：こうして欲しい、とかいう要望を旧園長先生に相談する必要も出てくると思う。

今治委員：最初の1ヶ月くらいは誰にでも不満はある。それを断ち切らなくてはいけないと思う。

伊達委員：保育園に設置してある苦情ボックスで対処できるが、小さなことでも聞いてくれる場所が必要である。1ヶ月くらいは旧園長には来てもらったほうが安心である。

加藤委員：先程、笹井委員から発言があったが、現場では、断ち切ったほうが良いとの意見がある。また、根深い問題があれば1ヶ月間と期間を限定する必要はないし、旧職員が4月以降も園に来る事は、かえって子どもたちが動揺する可能性もある。約束どおりの内容で保育が行われているか検証していくことが重要であり、文章に入れなくても当然そのようなことは行うこととなる。しかし保護者の方が不安に思うのであれば明記しておいたほうが安心できるかと思う。

吉場委員：委託した当初は様々なことが想定されるので、1ヶ月程度の間は可能であれば旧園長に来てもらうようにしてはどうか。

加藤委員：旧園長と限定すると、園長が定年退職となる場合も有り得るので、明記するのであれば旧園長等とした方が良い。

近藤委員：実際に旧園長等が1ヶ月間程度委託園に来てもらえれば、保護者としてはいろいろな話ができるので安心感はある。

出川座長： では明記しておいた方が良いということですね、期間は1ヶ月として宜しいか。

伊達委員： 子どもにとっては先生が3月で代わることは良いと思うが、慣れない保護者が旧園長に相談できるようにしておいたほうが良い。しかし期間を長くすると旧園長等も新たな職場があり負担がかかる。

出川座長： では、「4月からの1ヶ月程度、旧園長等が委託園を訪れるなどにより、委託後の園の運営及び子どもや保護者の状況等を確認するとともに相談を受ける期間とする」で宜しいですね。
他にアンケート結果などから何かありますか。

中野委員： 苦情の窓口を明確にする。園は苦情ボックスなどを設置すると思うが、それ以外の苦情窓口はどうなるのか。

笹井委員： 保育内容の引継ぎのところに、保育園運営協議会については、保護者の代表と事業者と保育士等を含む市の保育課で設置するとあるので、保育園の運営に関わるような事項があれば、運営協議会で話し合っていくことができる。

出川座長： 保育園運営協議会で保護者と事業者と市が話し合い、保育園の運営に関して小さなことから大きなことまで様々な問題を協議していくことになる。

中野委員： 園に話してもどうにもならない苦情の窓口を他のところで受け付けて欲しい。

吉場委員： 運営協議会には保育課の人も参加するのか。

笹井委員： 2ページの部分の保育内容の引継ぎの運営協議会設置については「市保育課(保育士を含む)」と書かれているので、4ページの運営協議会の部分も同様の表記にした方が分かり易い。

出川座長： 日常的な苦情の窓口は園であり、そこで解決しないような事は多くの人で話し合う運営協議会で解決するようになる。

事務局： 現在も様々な利用者の意見については、保育園が窓口になる場合もあるし、市役所の保育課へ直接入ることもあり、園と市が連携を密にして解決にあたって行くのは運営を委託しても公立保育園であるので今後も同じであると考えている。委託園については、そのほかに運営協議会という調整の場が増えるものと考えている。

出川委員： そのようなことで宜しいか。
他に意見はあるか。

近藤委員： 疑問ということになるが、一時保育、年末保育、障害児等の通常保育以外の委託料は別枠として用意できるのか。

事務局： 通常保育以外の保育についても全体の仕様に含めて一本の委託契約になるの

か、契約方法については未定である。委託料については実施する保育内容を加味することになると考える。

近藤委員： 現在公立園で実施している年末保育はどうなるのか。

事務局： 需要があれば、公立園で行っている年末保育は継続していくことになる。現在の公立園で行っている年末保育は12月29日の一日だけであり、それ以外の休日保育などの様々な保育サービスを行ってもらえれば需要は高いと考えるので、需要に応じた保育サービスの展開を委託園には期待している。ただし、公立園の年末保育のように料金は通常の保育料とは別料金となる。

出川座長： 検討委員会の案を協議する。他に全体を通じて意見はないか。

近藤委員： 田無保育園なし。

伊達委員： みどり保育園なし。

出川座長： 先生の方はどうですか。

加藤委員： 現在の公立保育園では行っていないような、委託園として独自の新しい発想を期待している。そのことにより我々も刺激を受けて、より良い保育が実施できるようにしていきたい。

笹井委員： 「まとめ案」について、こんなに細かい内容にして、手を上げる業者がいるのか、などの不安視する意見が職員からはあったが、良い事業者が応募してくれる事を願っている。

出川座長： 公立保育園の民間委託に対する市への提言を検討するために、この保育サービス検討委員会では「まとめ案」について検討してきました。
各保育園から出された意見と本日の委員会で話し合った内容で保育サービス検討委員会の開催は、本日の検討委員会をもって終了したいと思うが宜しいか。

各委員： 了解

事務局： 本日の検討委員会で指摘のあった部分を修正した「まとめ案」を事務局から各委員へ後日送付します。内容の最終確認をしていただき、訂正箇所があれば事務局まで連絡してください。委員から訂正があった場合は再度確認のため各委員へ送付しますので、よろしく申し上げます。

各委員： 了解

出川座長： 事務局から送られる市への提言文の最終確認をもって、この委員会を終了することとします。
各委員のご協力に感謝いたします。
ありがとうございました。